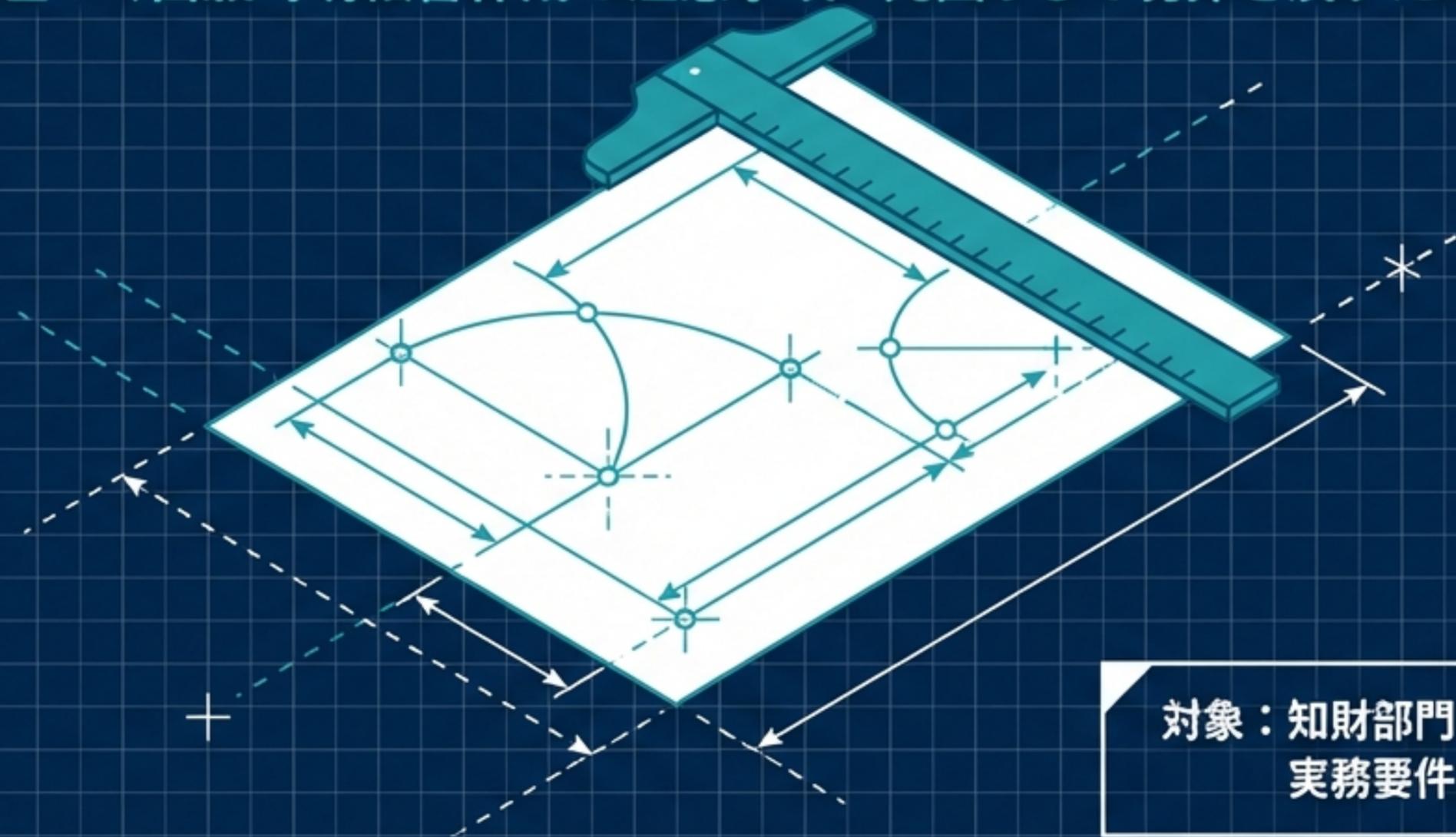


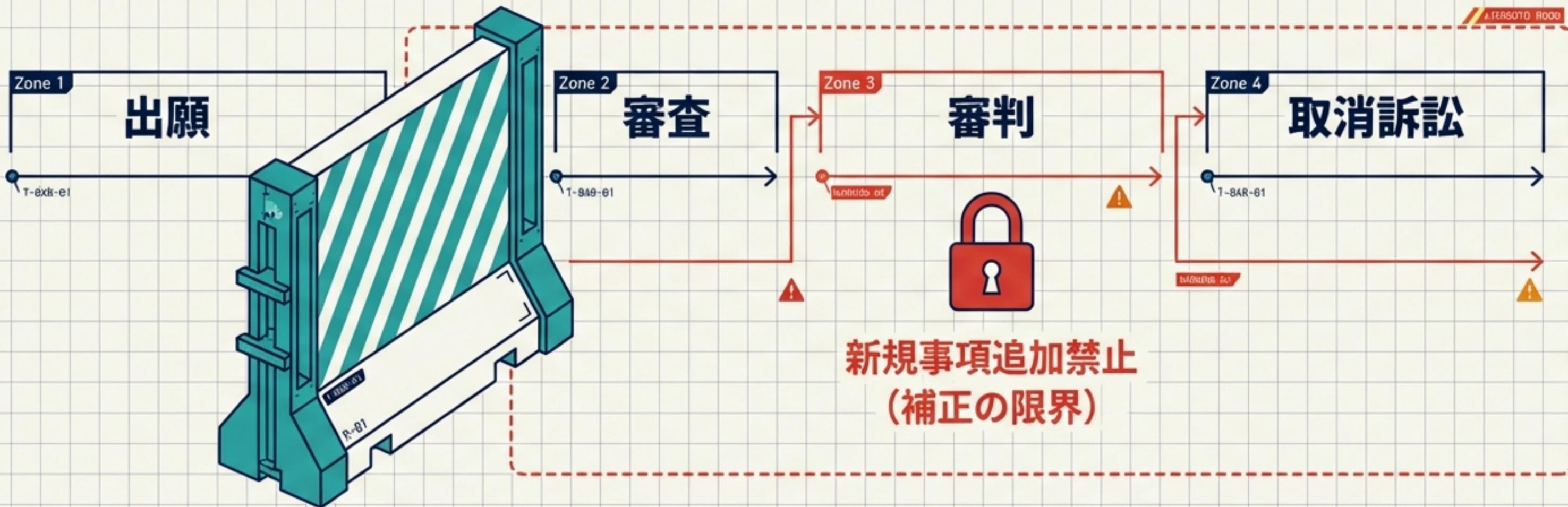
審判実務者研究会報告書2025 エグゼクティブ・サマリー

事例研究に基づく出願時明細書作成の注意事項：先回りして境界を潰すための設計図



対象：知財部門・弁理士・発明者向け
実務要件プレブック

コア・フィロソフィー：出願段階で“境界”を先回りして潰す



INSIGHT-A.1

BIZ UOPGethic



審査・審判・取消訴訟で争点になりやすい特許の“境界”は、後から直すことができない。
補正による「新規事項の追加」を封じられる前に、出願時の明細書（設計図）に防壁を組み込む。

SPEC-01

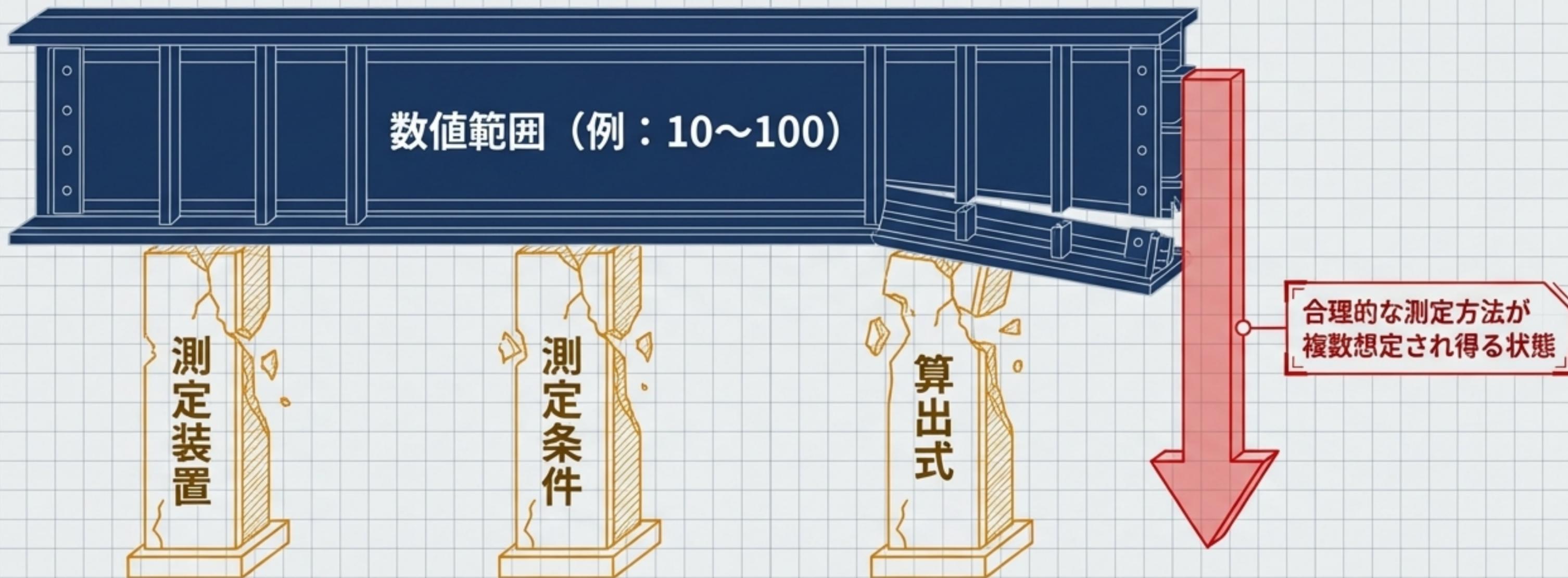
法的脆弱性マトリクス：記載不足が直結する3つの法的トラップ

	明確性要件	サポート要件	実施可能要件	新規事項追加禁止
① パラメータ・測定方法の不備				
② ロジック・裏付け配置の不足				
③ 用語の定義・統一不足				
④ 作用効果のクレーム化				

BIZ UDPGothic

最も致命的なのは「書いていなかったことは足せない」という新規事項追加禁止の壁。

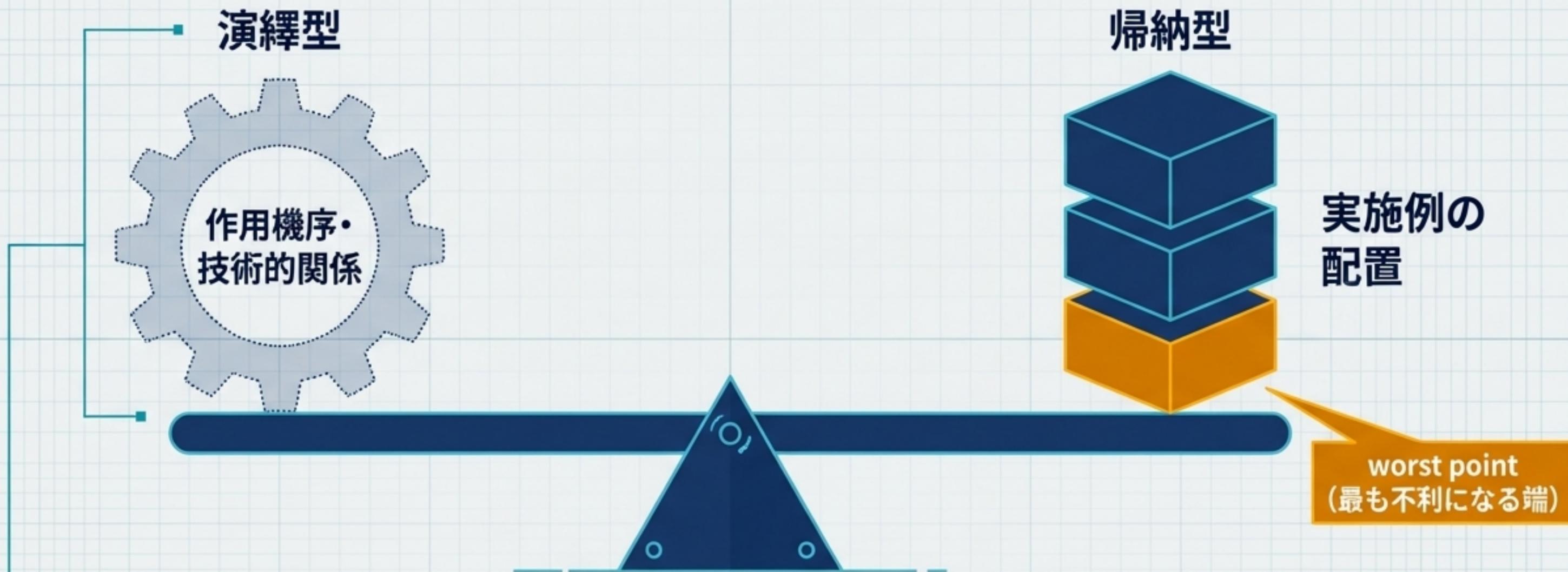
構造的陥穽 ①：測定コアを欠いた「パラメータの罠」（明確性要件）



「測定方法が定まらなければ、測定値は定まらない」（報告書 p.14）。

知財高判 平成30年（行ケ）10080
「光学情報読取装置」事件参照。

構造的陥穽 ②：“課題解決の認識”を支えるロジックの天秤(サポート要件)



機序が不明で帰納に頼る発明において、「worst point」を含む裏付け配置が欠落すると、クレーム全域を支えきれない。

構造的陥穽 ③ & ④：用語定義の欠落と「効果クレーム」の幻影

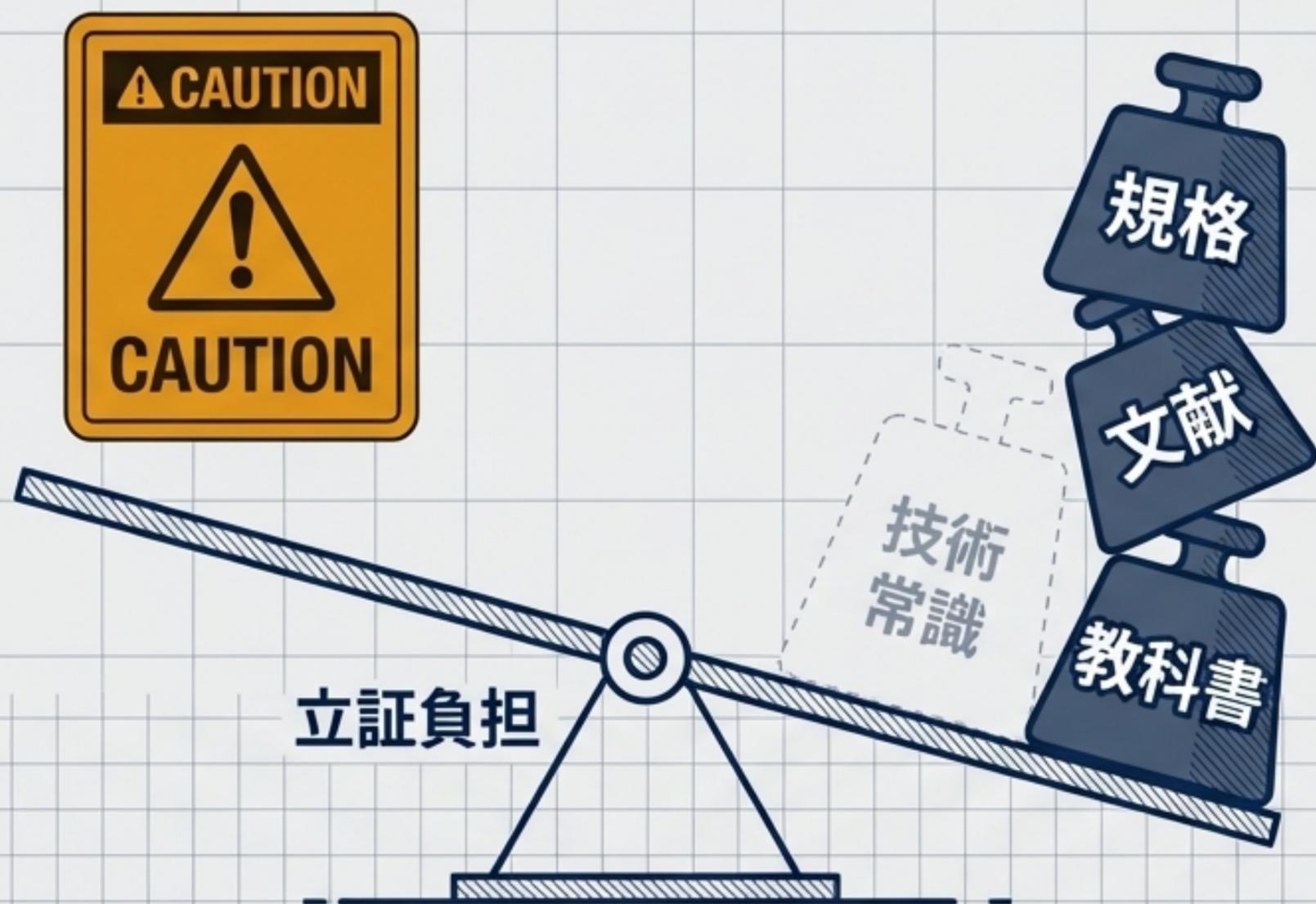


様式第29の2 備考9の絶対ルール：「用語は統一して使用し、特定の意味で使用する場合は定義する」。



物理化学的な作用効果をそのままクレームアップする行為は、出願人自ら立証のハードルを上げる（報告書 p.173）。

警告：“技術常識”という蟹気楼と立証負担の逆転



「技術常識で補える（だから書かなくてよい）」という期待は、争点化した瞬間に証拠提出の重い負担へと姿を変える。

明確性判断における技術常識の位置づけを誤らない。出願時に明示することが、最大の防御である。

実装設計図 (Part 1) : ロジックと裏付けのトランスフォーメーション

機序

[Bad] 削除

なぜ効くか不明。



[Good] 追加

構成要件Yを増減 → 物性Pが変化
→ 効果E (因果を段階的説明)

実施例

[Bad] 削除

実施例1のみ。



[Good] 追加

端点(worst point) + 中央値
+ 比較例を配置

変形例

[Bad] 削除

センサはAのみ。



[Good] 追加

B, Cへの置換可能性・同等性・影響範囲
を出願時に開示 (新規事項回避)

実装設計図 (Part 2) : パラメータと用語定義のトランスフォーメーション

Noto Sans JP

効果

[Bad] 削除

「本発明は高性能である」



[Good] 追加

(試験規格) に従い (温度/条件) で測定した (指標) を改善。
効果だけで独占しない。

数値範囲

「Xは10~100」



測定対象、装置、条件、算出式、許容誤差、端点選定理由まで明示。

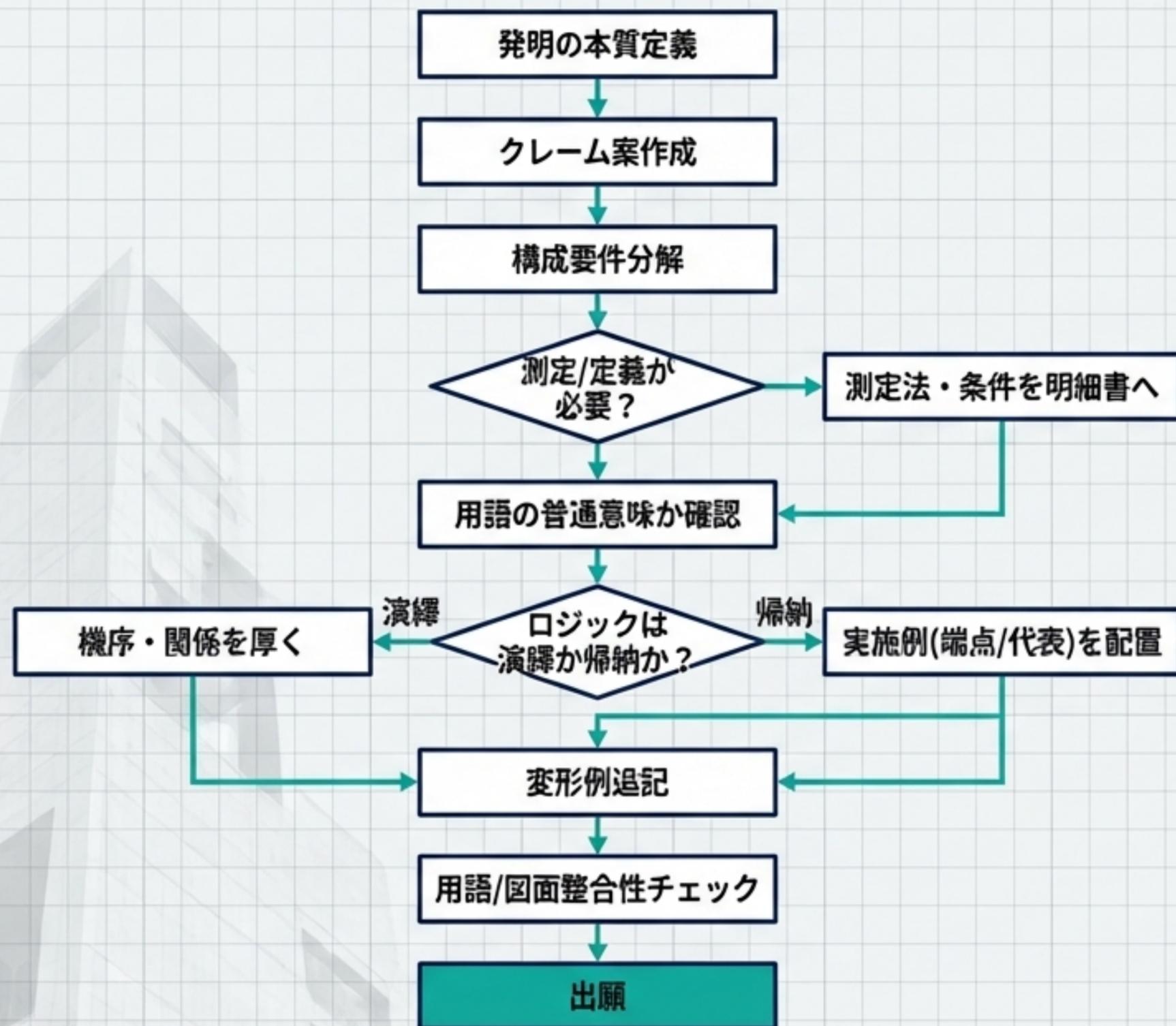
用語

「所定」「適切」の多用

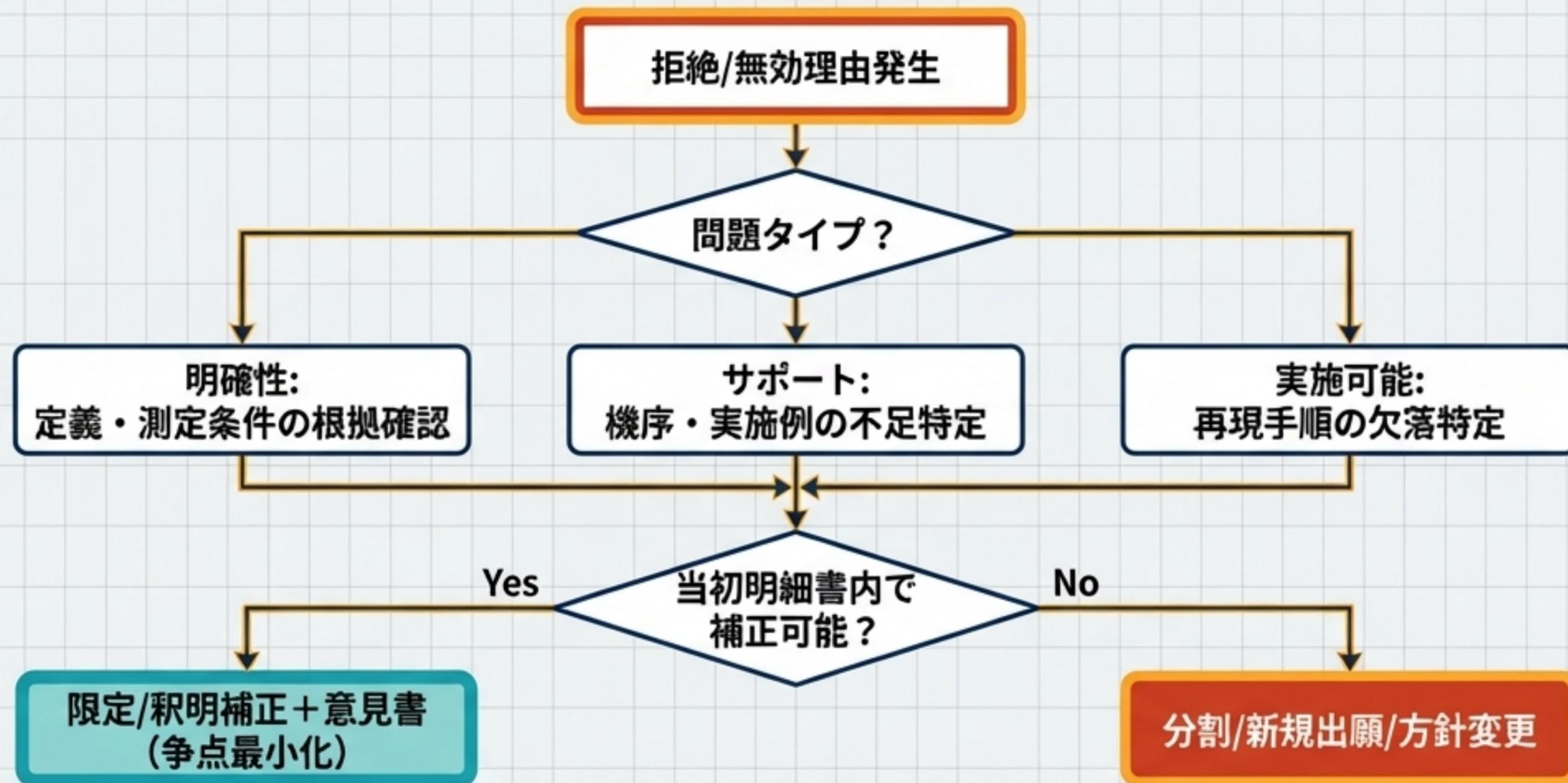


「本明細書において『所定の比』とは、(定義式)により算出される比をいう」と測定可能に定義。

ワークフロー ①：記載要件起点で回す出願時ドラフティング・アルゴリズム



ワークフロー ②：紛争対応時のトリアージと補正限界ルート

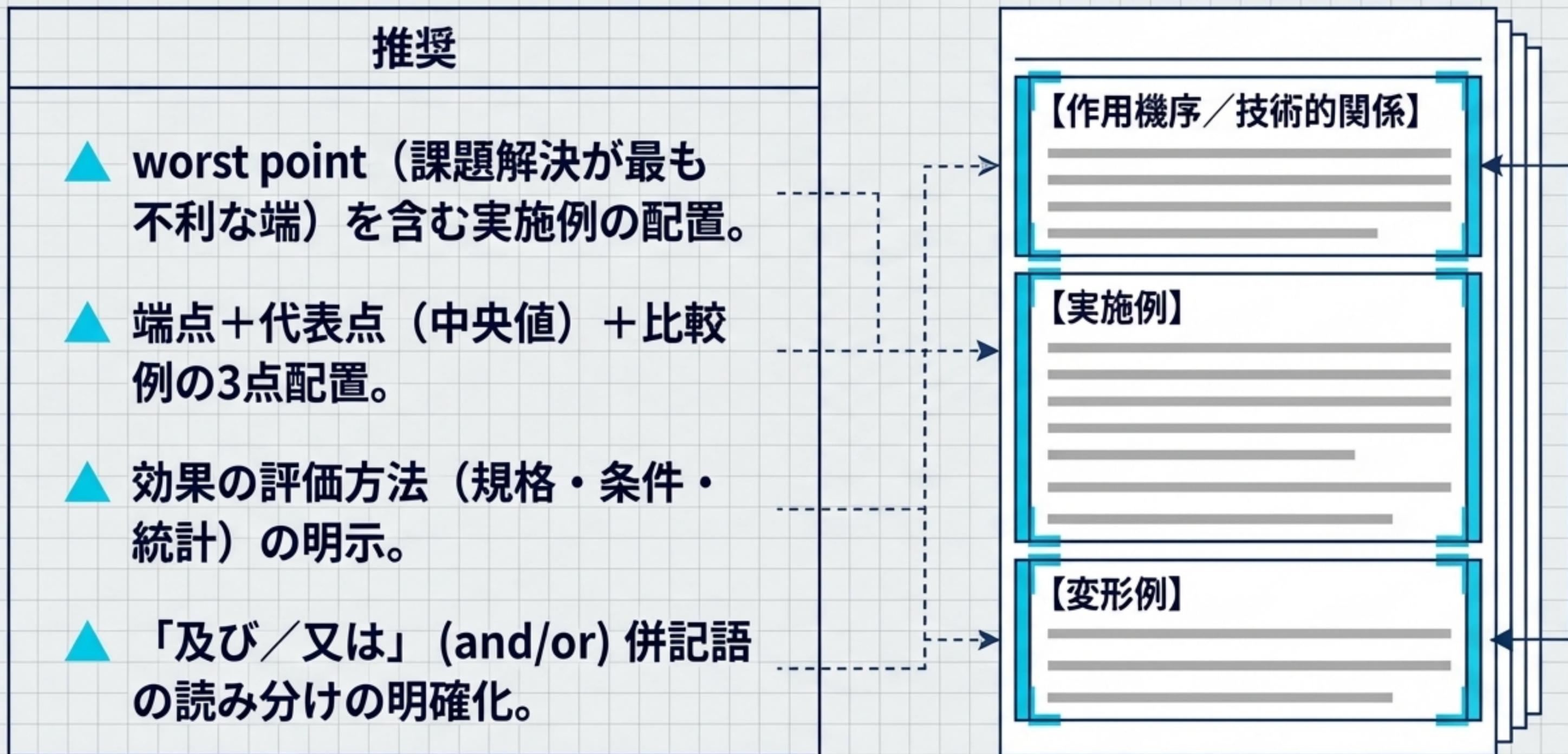


「拒絶対応で直せるか」ではなく、
「無効審判・取消訴訟で耐えられるか」でリスクを評価する。

ゴールデン・チェックリスト（必須条件編）

[]	用語の統一・定義 ：請求項の主要用語が明細書内で統一され、特定意味なら定義がある（規則・備考9）。
[]	パラメータの特定 ：数値・比・閾値の測定方法・条件・装置が明確に記載されている。
[]	課題と解決の技術的關係 ：課題 → 解決手段 → 効果の対応関係（機序または相関）が記載されている。
[]	再現性の担保 ：最低1つの実施例で、当業者が実施できる程度の手順・条件が書かれている。
[]	代替構成の開示 ：後で限定するための“逃げ道”（変形例・材料・条件）が出願時に開示されている。

ゴールデン・チェックリスト（推奨条件）と明細書骨格



リファレンス：実務で優先参照すべき一次情報・判例集

特許庁・審査基準

- [🔗 審判実務者研究会報告書2025（本ソースコードの基盤）](#)
- [🔗 審査基準：サポート要件（36条6項1号）、明確性要件（36条6項2号）、新規事項追加禁止（17条の2第3項）](#)
- [🔗 特許法施行規則 様式第29の2 備考9（用語の統一）](#)

主要裁判例（記載要件・パラメータ・実施例）

- [🔗 知財高判 平30\(行ケ\)10080 「光学情報読取装置」](#)
- [🔗 知財高判 令4\(行ケ\)10059 「ガラス、プレス成形用ガラス素材」](#)
- [🔗 知財高判 平26\(行ケ\)10155 「減塩醤油類」](#)

実務誌解説

- [🔗 INPIT 特許研究 \(サポート要件と実施可能要件\), 知財ぷりずむ, 特技懇.](#)